

(仮訳)

プレス・リリース

2020年4月3日

バーゼル銀行監督委員会は、新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の影響を緩和するため、追加的な措置を決定

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は本日、新型コロナウイルス感染症がグローバルな銀行システムに与える影響を緩和するため、追加的な措置を決定した。これらの措置は銀行による実体経済への貸出をサポートし、銀行や監督当局に金融安定上の喫緊の優先課題に対応するための追加的な実務上の対応力を与える。これらは、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）が先に公表した措置を補完するものである。

新型コロナウイルス感染症に関する特別支援措置

多くの法域において、政府は、新型コロナウイルス感染症による金融・経済上の影響を緩和するため、銀行貸出における様々な政府保証プログラムを含む例外的な支援措置を導入してきている。加えて、政府、また幾つかのケースにおいては銀行も、返済猶予を導入してきている。これらの措置は、確実に銀行が家計や企業に貸出を継続し、新型コロナウイルス感染症の経済への悪影響を緩和し続けることを企図している。バーゼル委は本日、銀行が規制上の自己資本要件を計算する際にこれらの措置によるリスク低減の効果が反映されることを確保するため、技術的な説明を公表する。

予想信用損失会計

バーゼル委は、信用損失に対するフォワードルッキングな措置としての予想信用損失（ECL）会計枠組みの重要性を改めて表明するとともに、銀行が会計上の目的に照らして適切と考える枠組みの適用を続けることを期待する。バーゼル委は、国際的な会計・監査に関する基準設定主体や監査法人、市場規制当局と、新型コロナウイルス感染症がこうした枠組みに及ぼす影響について積極的に議論を行ってきた。バーゼル委は、予想信用損失枠組みは機械的に適用されるように設計されているものではないことを確認する。銀行は、これらの枠組みに内在している柔軟性を用いて、新型コロナウイルス感染症に関する特別支援措置の緩和効果を考慮すべきである。

また、バーゼル委は予想信用損失会計についての規制上の自己資本の取扱いに関する経過措置を調整することに合意した。この調整は、各法域が、規制上の自己資本に予想信用損失の影響を段階的に反映すべきか、どのように段階的に反映するかを決定する上で、より大きな柔軟性を与える。

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

バーゼル委と証券監督者国際機構（IOSCO）は、中央清算されないデリバティブに係る証拠金規制枠組みの2つの最終実施フェーズを1年延期することに合意した。追加情報が付属のプレス・リリースに記載されている。

グローバルなシステム上重要な銀行の年次評価

バーゼル委は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の2020年の評価作業を2019年末のデータに基づき予定通り行うが、データ収集テンプレートに含まれているメモランダム・データを収集しないことに合意した。バーゼル委はまた、見直されたG-SIB枠組みの実施を、2021年から2022年に1年延期することを決定した。これらの調整は、現下の局面において、銀行と監督当局に追加的な実務上の対応力を与える。

バーゼル委は、新型コロナウイルス感染症の銀行業及び監督への含意を引き続きモニターし、金融安定理事会（FSB）や他の基準設定主体と積極的に連携して対応する。銀行及び監督当局は、グローバルな銀行システムが財務的にも業務的にも強靭であり続けることを確保するため、新型コロナウイルス感染症の急展開していく性質を踏まえ、警戒を続けていかなければならない。バーゼル委はまた、資本リソースは、実体経済をサポートし、損失を吸収するために、銀行によって利用されるべきであるという見解を改めて表明する。